

確 約 書

私は、沼津市芹沢光治良記念館の使用について、平成25年4月1日に施行する沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等でないことを確約します。

また、必要な場合には、このことについて沼津市が、静岡県警察本部に照会することに同意し、当該照会に係る必要書類の請求をしたときは当該請求に従うことを承諾します。

年 月 日

沼 津 市 教 育 委 員 会 宛

住 所 〒

代表者氏名

印

沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。